

虐待防止のための指針

1. 法人における虐待防止に関する基本的な考え方

虐待は人権侵害であり、犯罪行為という認識のもと、障害者虐待防止法の理念に基づき、利用者の尊厳の保持・人格の尊重を重視し、権利利益の擁護に資することを目的に、虐待の防止とともに虐待の早期発見・早期対応に努め、虐待に該当する次の行為を行いません。

- ① 身体的虐待：利用者の身体に外相が生じ、または生じる恐れのある暴行を加え、または正当な理由なく利用者の身体を拘束すること。
- ② 性的虐待：利用者にわいせつな行為をすること又は利用者にわいせつな行為をさせること
- ③ 心理的虐待：利用者に対する著しい暴言、著しく拒絶的な対応又は不当な差別的な言動その他の利用者に著しい心理的外傷を与える言動を行うこと
- ④ 放棄・放置：利用者を衰弱させるような著しい減食又は長時間の放置、他の利用者による①から③までに掲げる行為と同様の行為の放置その他の利用者を擁護すべき職務上の義務を著しく怠ること
- ⑤ 経済的虐待：利用者の財産を不当に処分することその他利用者から不当に財産上の利益を得ること

2. 虐待防止委員会の設置

- ① 虐待防止に努める観点から「虐待防止委員会」を設置します
6か月に1回(年に2回)定期開催します。
必要時は随時開催し、次のことを協議します。
 - (1) 虐待の防止のための指針の整備
 - (2) 虐待の防止のための職員研修の内容に関する事
 - (3) 虐待等について、職員が相談・報告できる体制整備について
 - (4) 職員が虐待等を把握した場合に市町村への通報が迅速かつ適切に行われるための方法に関する事
 - (5) 虐待等が発生した場合、その発生原因等の分析、再発防止策の検討
 - (6) 再発防止策を講じた際に、その効果についての評価に関する事
- ② 虐待防止委員会の構成員
・委員長（責任者）・・理事長

・部長 2 名 ・課長（サビ管） 3 名 ・総務

③ 職員への周知徹底

虐待防止委員会での検討結果は、社内メールおよび回覧等で職員への周知を図ります。

3. 虐待防止のための職員研修について

虐待防止のための職員研修を原則年 1 回と新任職員採用時に実施します。

研修内容は、基礎的内容等の適切な知識を普及・啓発するものであるとともに、本指針に基づき、権利擁護及び虐待防止を徹底します。研修の実施内容については、研修資料、実施概要、出席者等を記録し保存します。

4. 虐待発生時の対応

虐待等が発生した場合には、速やかに市町村に報告するとともに、その要因の除去に努めます。客観的な事実確認の結果、虐待者が職員であったことが判明した場合には、役職の如何を問わず、厳正に対処します。

また、緊急性の高い事案の場合には、市町村及び警察の協力を仰ぎ、被虐待者の権利と生命の保全を優先します。

5. 利用者等の閲覧について

この指針は、ホームページにも掲載し、利用者及び職員等がいつでも閲覧できるようにします。

令和 4 年 4 月 1 日 制定